

令和8年度放課後児童支援員認定資格研修事業仕様書

(委託業務名)

第1 委託業務名は令和8年度放課後児童支援員認定資格研修事業とする。

(事業目的)

第2 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)第10条第3項各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識し、有資格者となるための認定資格研修を実施することにより、放課後児童健全育成の資質向上を図る。

(委託業務の概要)

第3 委託内容は、次に掲げる事項とする。

1 放課後児童支援員認定資格研修の企画・運営業務※

※講師の選定及び連絡調整、会場及び研修に必要な機器等の手配、研修の周知、受講申込の取りまとめ(受講申込は市町村経由)、資格証明書等による受講申込者の受講資格の確認、受講決定通知等の作成・送付、研修資料の作成、研修当日の運営(運転免許証、健康保険証の写し等公的機関の証明等による本人確認を含む)、修了予定者名簿・修了証の作成(印刷、裁断、送付)等一切の業務

2 その他上記業務に関連、付随する業務

(事業の内容)

第4 本研修は、こども家庭庁が定める「放課後児童支援員等研修事業実施要綱 I 放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県等認定資格研修ガイドライン)」(別添)に基づき実施するものであること。

1 開催時期、開催予定地及び定員等

以下の内容に従い、計1,100名程度が受講できるよう努めた上で研修を実施すること。

開催予定地	定員	開催時期
名古屋地区、尾張地区、知多地区、西三河地区、東三河地区	1回あたり 100名程度	各回につき 4日間 (1日あたり4科目 計16科目) ※原則、夏季休業日及び冬季休業日等の小学校休業日の期間は除く

※名古屋地区で4回以上、尾張地区（名古屋地区を除く）で2回以上、知多地区で1回以上、西三河地区で3回以上、東三河地区で1回以上それぞれ研修を実施するとともに、計11回以上研修を実施すること。

※なお、名古屋地区及び西三河地区での開催については、うち1回ずつをオンライン形式で実施することも可能とする。その際に発生する通信費等については、委託料の中から負担すること。

※会場及び日程の確定にあたっては、県と協議すること。

※会場使用料は委託料の中から支出すること。

※名古屋地区以外については、県の指定する会場及び日程で実施すること。ただし、指定する日程で都合がつかない場合は、県の承認を得て別会場及び日程で実施することができるものとする。

2 研修対象者

基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者

3 研修講師

講師については、放課後児童クラブ及び児童福祉等研修科目の内容に造詣が深い専門家等で適切に実施・指導できる者とする（別紙「放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目、ねらい、主な内容及び講師要件等」参照）。

放課後児童クラブ又は児童館等に従事していて、一定の知識、経験を有すると認められる者を講師とする場合は、原則、こども家庭庁が実施する「健全育成指導者養成研修（都道府県等認定資格研修講師養成研修）」を受講した者とする。ただし、日程等の調整が難しいなど適当な理由がある場合は除く。

なお、講師の選定にあたっては県と協議をすること。

4 研修教材

テキストは、『放課後児童クラブ運営指針解説書』を使用することとし、その費用は受講者が負担することとする。なお、研修カリキュラムを適切に実施する上で必要なレジュメ等を作成した場合の印刷費は委託料の中から支出すること。また、レジュメ等を作成する場合は、県との協議を踏まえた資料とすることとし、その旨事前に講師にも了承を得ておくこと。

愛知県情報公開条例に基づき、開示請求のあった場合には請求者に対してレジュメ類を開示する可能性がある。

5 研修の内容

主な内容は下記のとおりとする。

- | | |
|--|--|
| 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4.5時間（90分×3）】 | |
| ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 | |
| ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 | |
| ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ | |
| 2. 子どもを理解するための基礎知識 【6.0時間（90分×4）】 | |
| ④ 子どもの発達理解 | |
| ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達 | |
| ⑥ 障害のある子どもの理解 | |
| ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解 | |
| 3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4.5時間（90分×3）】 | |
| ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 | |
| ⑨ 子どもの遊びの理解と支援 | |
| ⑩ 障害のある子どもの育成支援 | |
| 4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3.0時間（90分×2）】 | |
| ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援 | |
| ⑫ 学校・地域との連携 | |
| 5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3.0時間（90分×2）】 | |
| ⑬ 子どもの生活面における対応 | |
| ⑭ 安全対策・緊急時対応 | |
| 6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3.0時間（90分×2）】 | |
| ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容 | |
| ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守 | |

※研修は、講義形式を基本とするが、演習や意見交換など学びが深まるような工夫も適宜取り入れるよう努めること。また、別紙「放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目、ねらい、主な内容及び講師要件等」及び『放課後児童クラブ運営指針解説書』の内容から逸脱しないこと。

6 研修運営

受講申込に際しては、各回の定員を考慮しつつ多くの受講者が受講できるよう調整すること。また、受講者の変更等に伴う再調整や当日欠席した受講者に対する振替受講などに適宜対応すること。

研修の実施にあたっては、会場設営、受付、本人確認、司会進行、修了レポートの取りまとめなどを行い、また感染症の拡大防止対策を講じること。

また、オンラインでの研修を実施する場合は、当日の通信不良への対応も行うこと。

なお、気象状況その他の事情により休講する場合に備え、あらかじめ受講者への

連絡体制を整備しておくこと。また、休講する場合は事前に県と協議するとともに、会場手配及び講師等の調整を行った上、別の日程での実施を検討すること。

災害や体調不良などにより予定していた講師が研修会場に来ることができない場合は、代替りの講師が実施、若しくはオンライン（代替りの講師含む）で実施することなどを協議するものとする。

7 修了評価の実施及び修了予定者名簿の作成

研修修了者の質の確保を図る観点から、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心構えを認識したことを確認するとともに、受講者の受講状況（欠席、一部科目履修等）を含めた修了予定者名簿を作成し、県へ適宜提出すること。

また、オンラインでの研修を実施する場合は、レポート又はチェックシートを提出させることに加えて、受講しているかどうかの確認が取れる方法を別で用意すること。

8 修了証の作成及び送付

認定資格研修の全科目又は一部科目を履修し、県が修了の認定をした者に交付する「放課後児童支援員認定資格研修修了証」及び「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を作成（印刷・裁断等）し、市町村を經由して受講者へ送付すること。

公印の押印及び修了証の発行時期等については、別途、県が指示するところによる。

9 問合せ対応

市町村や受講者等からの問合せについては、丁寧に対応すること。

（雑則）

第5 下記の点に留意すること。

- (1) 事業の実施に際しては、県の指示に従うこと。なお、企画の実行にあたっては、県と協議の上、内容を変更することがある。
- (2) 事業の実施において、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (3) スケジュールについては、県と調整すること。
- (4) 統括責任者を定めること。また、常に県と連絡がとれる体制を整えておくこと。
- (5) その他、仕様書の定めのない事項については、県と協議の上決定する。